

事 務 連 絡

平成31年4月10日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会  
常務理事 船 戸 裕 司

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（厚生労働省通知）

（受動喫煙対策）

平素より当協会の運営につきましては、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本日、国土交通省自動車局旅客課より「健康増進法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という）の施行に関し、「健康増進法施行令の一部を改正する政令」等の関係政省令・告示が平成31年2月22日に公布されたことを受け、別添資料について周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対しご周知頂きますよう宜しくお願い致します。

※健康増進法の一部を改正する法律は平成30年に成立し、望まない受動喫煙を防止するため

に、学校・病院等と並んで旅客運送事業自動車の内部においても、原則として敷地内禁煙とすることとされました。（当該規定の施行は来年4月1日からです。）

※旅客運送事業自動車とは、「道路運送法による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うため

その事業の用に供する自動車」をさし、バス・タクシーが含まれます。

※改正法の概要は、<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-11.pdf>

となります。

今般公布されました関係政省令・告示の内容は、厚生労働省健康局長より都道府県知事等宛てに通知されました「健康増進法の一部を改正する法律の施行について」（以下、「通知」という）にまとめられておりますが、主に以下の（１）～（４）についてご確認

いただければと存じます。

- (1) 旅客運送事業自動車の内部における喫煙の禁止（別添通知 P14, 15 の【第 6 特定施設等における喫煙の禁止（新法第 29 条関係）】参照）
- (2) 喫煙禁止場所以外の場所における、望まない受動喫煙が生じさせることがないよう周囲の状況への配慮（別添通知 P6【3 その他（新法第 27 条第 1 項関係）】参照）
- (3) 受動喫煙を防止するための措置の協力に対する努力義務（別添通知 P21 の【第 2 改正法の主な内容 1 国及び地方公共団体の責務等に関する事項】（2）参照）
- (4) 喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を設置することに対する禁止（別添通知 P21 の【4 特定施設等の管理権原者等の責務に関する事項】参照）

[参照条文]

○改正後の健康増進法（平成十四年法律第百三号）（抄）

（関係者の協力）

第二十六条 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下この章において同じ。）の管理権原者（施設及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十七条 何人も、特定施設の第二十五条の五第一項及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 （略）

（定義）

第二十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～八 （略）

九 旅客運送事業自動車 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。

十～十四 （略）

（特定施設特定施設等における喫煙の禁止等）

第二十九条 何人も、正当な理由がなく、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

一～三 (略)

四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機内部の場所

五 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(特定施設特定施設等の管理権原者等の責務)

第三十条 特定施設特定施設等の管理権原者等(管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。)は、当該特定施設特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2～4 (略)

(以下、添付資料一覧)

【通知】健康増進法の一部を改正する法律の施行について

【官報】健康増進法施行令の一部を改正する政令

【官報】健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令

【官報】健康増進法施行規則等の一部を改正する省令

【官報】健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する  
たばこ

【官報】健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)

担当：業務部 稲田・松浦

TEL：03-3216-4014

Mail：[matsuura@bus.or.jp](mailto:matsuura@bus.or.jp)